第二百六十八条中第五項を第八項とし、第四項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百六十八条第三項中「保全管理課」を「保全計画課」に、「その他の管理」を「に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「五課」を「六課」に改め、「企画情報管理官」の下に「、水利調整専門官」を「、環境調査専門官」に、「保全管理課」を「保全計画課　保全整備課」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　北上土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。

3　次長は、所長を助け、北上土地改良調査管理事務所の事務を整理する。

第二百六十九条中第七項を第十一項とし、第六項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　保全整備専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百六十九条中第五項を第八項とし、第四項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百六十九条第三項中「保全管理課」を「保全計画課」に、「その他の管理」を「に関する事務のうち調査及び計画に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「五課」を「六課」に改め、「企画情報管理官」の下に「、水利調整専門官」を「、環境調査専門官」に、「保全管理課」を「保全計画課　保全整備課」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　西奥羽土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。

3　次長は、所長を助け、西奥羽土地改良調査管理事務所の事務を整理する。

第二百七十条第一項中「及び国営」を「並びに国営」に改め、「新請戸川農業水利事業」の下に「及び安積疏水土地改良施設整備特別監視事業」を加え、同条第八項中「羽鳥ダム管理所」の下に「及び安積疏水特別監視支所」を加え、同項を同条第十二項とし、同条中第七項を第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　保全整備専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十条中第六項を第九項とし、第五項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「保全管理課」を「保全計画課」に、「その他の管理」を「に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「五課」を「六課」に改め、「企画情報管理官」の下に「、水利調整専門官」を加え、「及び環境調査専門官及び保全整備専門官」を「、環境調査専門官及び保全整備専門官」に、「保全管理課」を「保全計画課　保全整備課」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　阿武隈土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。

3　次長は、所長を助け、阿武隈土地改良調査管理事務所の事務を整理する。

第二百七十条の二第一項中「工事課」の下に「及び技術専門官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

3　技術専門官は、事業の実施に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十一条第四項中「六課」を「七課」に改め、「企画情報管理官」の下に「、水利調整専門官」を加え、「環境調査専門官」を「環境調査専門官」に改め、「防災情報管理官」の下に「、保全整備専門官」を加え、「保全管理課　技術調整課」を「技術調整課　保全計画課　保全整備課」に改め、同条第五項中「保全管理課」を「技術調整課」に改め、同項の事業によって造成された施設の保全に関する技術上の企画、情報の管理及び連絡調整に関する事務を、保全計画課に、「その他の管理」を「に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理」に、「技術調整課の所掌に属するものを除く。）を、技術調整課」を「保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課」に、「技術上の企画、情報の管理及び連絡調整」を「事務のうち整備」に改め、同条中第九項を削り、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十一条中第十四項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、第十二項の次に次の一項を加える。

13　保全整備専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十二条第一項中「及び国営」を「、国営」に改め、「施設の管理」の下に「及び国営の牧之原土地改良施設整備特別監視事業」を加え、同条中第七項を第十項とし、第六項を第九項とし、第五項を第八項とし、第四項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十二条第三項中「保全管理課」を「保全計画課」に、「その他の管理」を「に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「五課」を「六課」に改め、「企画情報管理官」の下に「、水利調整専門官」を「、環境調査専門官及び保全整備専門官」に、「保全管理課」を「保全計画課　保全整備課」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　西関東土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。

3　次長は、所長を助け、西関東土地改良調査管理事務所の事務を整理する。

第二百七十二条第三項中「保全管理課」を「保全計画課」に、「その他の管理」を「に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「五課」を「六課」に改め、「企画情報管理官」の下に「、水利調整専門官」を「、環境調査専門官及び保全整備専門官」に、「保全管理課」を「保全計画課　保全整備課」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　西関東土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。

3　次長は、所長を助け、西関東土地改良調査管理事務所の事務を整理する。

第二百七十二条第三項中「保全管理課」を「保全計画課」に、「その他の管理」を「に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「五課」を「六課」に改め、「企画情報管理官」の下に「、水利調整専門官」を「、環境調査専門官及び保全整備専門官」に、「保全管理課」を「保全計画課　保全整備課」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　西関東土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。

3　次長は、所長を助け、西関東土地改良調査管理事務所の事務を整理する。

第二百七十三条第四項中「五課」を「六課」に改め、「企画情報管理官」の下に「、水利調整専門官」を「、環境調査専門官及び保全整備専門官」に、「保全管理課」を「保全計画課　保全整備課」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　西関東土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。

3　次長は、所長を助け、西関東土地改良調査管理事務所の事務を整理する。

第二百七十三条第四項中「五課」を「六課」に改め、「企画情報管理官」の下に「、水利調整専門官」を「、環境調査専門官及び保全整備専門官」に、「保全管理課」を「保全計画課　保全整備課」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　西関東土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。

3　次長は、所長を助け、西関東土地改良調査管理事務所の事務を整理する。

第二百七十三条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十三条第三項中「保全管理課」を「保全計画課」に、「その他の管理」を「に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「五課」を「六課」に改め、「企画情報管理官」の下に「、水利調整専門官」を「、環境調査専門官及び保全整備専門官」に、「保全管理課」を「保全計画課　保全整備課」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　西関東土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。

3　次長は、所長を助け、西関東土地改良調査管理事務所の事務を整理する。

第二百七十三条第四項中「五課」を「六課」に改め、「企画情報管理官」の下に「、水利調整専門官」を「、環境調査専門官及び保全整備専門官」に、「保全管理課」を「保全計画課　保全整備課」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　西関東土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。

3　次長は、所長を助け、西関東土地改良調査管理事務所の事務を整理する。

第二百七十三条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。